

奈良県告示第二百四十七号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退があつた。

令和八年九月十五日

奈良県知事 山下 真

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
春日 宏友	医療法人春日医院	大和高田市東中二丁目四番一号	内科（呼吸器機能障害）	令和八年五月三十一日
高宮 晋一	医療法人高宮会高宮病院	天理市柳本町二一〇二番地	整形外科（肢体不自由）	令和八年五月三十一日